

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月9日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

京田辺市山手東二丁目における物損事故に係る損害賠償の額の決定

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年9月2日

京田辺市長 上 村 崇

### 記

市は、令和7年5月17日に発生した京田辺市山手東二丁目3番地に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

#### 1 損害賠償の額

1, 196, 800円

#### 2 損害賠償の相手方

市内所在法人

#### 3 事故の概要

令和7年5月17日20時15分覚知の救助事案において、京田辺市山手東二丁目ファインパークC棟の敷地内で車両を転回させ帰隊しようとしたところ消防車の天井部分に積載している三連はしごの土台及び三連はしごがエントランスの庇に接触し化粧板を破損させ損害を与えたもの。